

千葉市からの事務連絡事項

【幼保運営課】

担当

1 令和5年度 千葉市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金の変更申請・実績報告について【資料なし】

[助成第1班]

村松

TEL:043-245-5729

2月1日(木)にメールにて書類提出の依頼をしております。
内容をご確認いただき、以下の日までの提出にご協力の程お願いいたします。

<提出期限> 令和6年2月22日(木) 紙媒体にて提出

<対象> 保育園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、認可外保育施設

なお、R6当初交付申請については、5月上旬にメールにて依頼をさせていただき、5月下旬が提出期限となる予定ですので、予めご承知おきください。

2 保育所等における標準時間認定児童の延長保育事業実施要件の緩和について【資料なし】

[助成第1班]

笹本

TEL:043-245-5729

国のR6予算概要において、保育所等における標準時間認定児童の延長保育事業実施要件に関し、以下のとおり取り扱うことが示されました。詳細な情報については国から連絡があり次第、お知らせいたします。

- ・ 令和6年度からの延長保育時間区分(1時間)の実施要件
延長時間内(1時間)の1日平均利用児童数が3人以上(従前は6人以上) いること

国の実施要綱が改正され次第、市補助金交付要綱を改正する予定です。

<対象> 居宅訪問型保育事業、給付型幼稚園を除く全園